

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			<品名> 糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品								
改正要望の内容			☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項 ☐ 具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。								
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
		別紙1参照									
										百万円	百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			☐ 施行期日 令和9年4月1日 ☐ 適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 輸入される粗糖と精製糖（以下「指定糖」という）については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖調法」という。）に基づき、指定糖調整金及び関税を徴収することとされ、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が指定糖の売買を行う際、WTO協定税率（以下「譲許税率」という。）の範囲内で一次、二次調整金の徴収を行うこととなっている。 現在の指定糖の一次調整金（令和6砂糖年度（※）平均）は、粗糖で約17円/kg、精製糖で約61円/kgとなっている。また、国内の砂糖の需給動向を踏まえて、農林水産大臣が定める輸入指定糖の数量を超えて輸入される粗糖については、二次調整金（令和6砂糖年度）として約26円/kg（精製糖換算：約27円/kg）が一次調整金に上乗せして課されている。 具体的なデータとして角砂糖（1701.99-100）を例とし、過去5年間のデータは以下のとおりである。								

(※) 当該年の 10 月から翌年の 9 月までの期間

単位：円/kg

	R 2 SY	R 3 SY	R 4 SY	R 5 SY	R 6 SY
譲許税率	106. 20	106. 20	106. 20	106. 20	106. 20
基本税率	63. 50	63. 50	63. 50	63. 50	63. 50
暫定税率	39. 98	39. 98	39. 98	39. 98	39. 98
調整金(一)	36. 44	29. 72	20. 08	12. 38	17. 88
調整金(二)	26. 82	26. 82	26. 82	26. 82	26. 82

(2) 輸入状況等

別紙 2 参照

(3) 国際市況等

別紙 2 参照

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

指定糖の税率については、ウルグアイ・ラウンド以前には譲許していなかったが、平成 7 年 4 月 1 日以降、調整金及び関税を合計した額について譲許しており、平成 12 年度まで同率で引き下げることとされたことから、関税部分についても、暫定税率として同率引き下げを行った。

② 問題点

基本税率の場合、一次調整金の徴収はほぼ全額可能となるものの（注：指定糖の一次調整金単価は四半期毎に変動する関係で、時期によっては、ごくわずかに譲許税率を上回り調整金徴収額が全額とならない場合もある。）、二次調整金の十分な徴収が行えず、調整金収入をもって国内甘味資源作物及び国内産糖生産支援をするという現行の砂糖制度の維持が困難となる。

改正の必要性和目的達成の見通し

① 改正の目的（政策の達成目標）

国内甘味資源作物への生産支援、国内で生産される砂糖の競争力強化及び糖価調整制度の安定的な運営の維持

② 改正の方向性

下図のとおり、基本税率より低い暫定税率を設定した場合、譲許税率の範囲内で調整金の徴収を全額（注：下図の 44. 70）行うことが可能となる。基本税率の場合、調整金の十分な徴収が不可能となり（注：上図の 42. 70）、糖調法の運用に支障をきたす可能性が生じる。そのため、暫定税率を設定することにより、現行制度の維持に寄与している。以上のことから、現行の暫定税率を引き続き延長する必要がある。

	1701.99-100 (R 6 S Y実績値) 角砂糖の調整金徴収額の概念図 (単位：円/kg) 調整金徴収ができない部分 指定糖調整金徴収限度額 2.00 44.70 42.70 調整金 44.70 暫定税率 39.98 基本税率 63.50 譲許税率 106.20 C I F 272.03 C I F 272.03 C I F 272.03 暫定税率 基本税率 ③ 改正目的達成予定時期 W T O交渉の状況等によっては、指定糖について更なる譲許税率の削減等の可能性も否定できないことから、現行暫定税率を維持し、今後の更なる関税削減方式について柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 指定糖の関税部分について暫定税率を設定することにより、譲許税率の範囲内で調整金を徴収することができ、それを財源として国内甘味資源作物及び国内産糖の生産の維持を図ることが可能となる。 【令和6砂糖年度調整金徴収額試算】 ※1701.99-100 (当該税番で輸入された品目が全て「角砂糖」である場合を想定) ・輸入実績：1,190トン、324百万円 ①基本税率の場合の調整金徴収額 $1,190,000, \text{kg} \times 42.70 \text{ 円/kg} = 51 \text{ 百万円}$ ②暫定税率の場合の調整金徴収額 $1,190,000 \text{kg} \times 44.70 \text{ 円/kg} = 53 \text{ 百万円}$ 暫定税率の場合、調整金は2百万円多く徴収可能となる。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 調整金を原資とした価格調整を通じ、国産の砂糖価格を抑制している。

	(3) その他の効果・影響 特記事項なし。 ② 改正の妥当性 令和8年度末をもって暫定税率を廃止して基本税率に戻した場合、国内の甘味資源作物及び国内産糖の支持財源である調整金が徴収できない事態が発生し、我が国の砂糖制度の維持が困難となる可能性があるため、現行暫定税率を延長して柔軟な対応を行えるようにすることが妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、糖類及び砂糖菓子、各種の調製食料品に係る暫定税率についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 砂糖は、国民生活上なくてはならない基礎的食料であり、砂糖の原料となる甘味資源作物であるさとうきびは、沖縄県・鹿児島県南西諸島において、他作物に代替不可能な基幹的作物、北海道のてん菜は、地力確保のために不可欠な輪作体系を支える重要な作物であり、産地の製糖工場とともに地域の雇用・経済を支える重要な役割を果たしている。 一方、我が国には国土条件等の制約から、国産品と輸入品には大きな内外価格差が存在するため、関税暫定措置法に基づく暫定税率を適用し、譲許税率の範囲内で輸入原料糖及び精製糖等の指定糖から調整金が徴収され、国内産業を支援する交付金の財源とされている。このため、国内の生産者の経営の安定、国内製造業に対する砂糖の安定供給の観点から継続要望も多いことから、引き続き本制度の実施が必要である。 ④ 関連措置 ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	指定糖についての暫定税率は、ウルグアイ・ラウンド後に譲許して以降、その削減税率に応じて現在まで延長されている。
措置による効果	「改正の効果と妥当性 ①改正によって期待される効果」と同じ。

指定輸の輸入状況

H S 番号		輸入国（上位3か国）、輸入量、輸入額、C I F 価格										令和5年度		
		令和7年度					令和6年度					令和5年度		
		第1位 アメリカ合衆国	第2位 フランス	第3位 スリランカ	第1位 アメリカ合衆国	第2位 フランス	第3位 スリランカ	第1位 アメリカ合衆国	第2位 フランス	第3位 スリランカ	合計	第1位 アメリカ合衆国	第2位 フランス	第3位 スリランカ
170191000	輸入国													
	輸入量(kg)	2,148,225	133,870	23,565	1,606,376	1,414,396	31,701	1,431,572	106,788	60,356	1,431,572	1,220,833	135,415	34,193
	輸入額(千円)	998,374	117,498	63,649	791,760	578,209	60,356	674,403	103,312	110,761	674,403	445,613	110,761	76,091
	C I F 価格 (円/kg)	465	878	2,701	493	409	1,907	471	967	818	471	365	818	2,225
170199100	輸入国													
	輸入量(kg)	1,148,000	21,000	12,000	1,136,000	1,107,000	9,000	1,232,000	19,000	1,201,000	1,232,000	1,201,000	29,000	2,000
	輸入額(千円)	319,899	284,510	4,297	339,642	307,406	2,903	362,350	20,760	29,533	362,350	324,967	29,533	712
	C I F 価格 (円/kg)	279	1,001	358	299	278	323	294	1,093	1,018	294	271	1,018	356
170290110	輸入国													
	輸入量(kg)				0									
	輸入額(千円)				0									
	C I F 価格 (円/kg)													
170290211	輸入国													
	輸入量(kg)	1,215,943	171,267	128,227	639,559	427,991	59,377	663,349	150,639	120,055	663,349	503,324	120,055	37,789
	輸入額(千円)	188,981	75,473	24,083	120,023	44,517	12,474	105,079	62,753	45,795	105,079	51,646	45,795	6,633
	C I F 価格 (円/kg)	155	441	188	188	104	210	158	417	381	158	103	381	176
210690221	輸入国													
	輸入量(kg)	9,715,428	9,197,460	83,918	11,469,169	11,197,883	48,379	11,957,856	52,631	62,645	11,957,856	11,737,893	62,645	41,068
	輸入額(千円)	2,082,778	62,084	56,067	2,226,862	2,040,898	32,215	2,116,508	28,494	37,737	2,116,508	1,968,399	37,737	40,633
	C I F 価格 (円/kg)	214	301	668	194	182	666	177	541	602	177	168	602	989

財務省「貿易統計」より